

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年4月20日

【会社名】 マーチャント・バンカーズ株式会社

【英訳名】 MBK Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長兼CEO 高崎 正年

【本店の所在の場所】 東京都港区西麻布三丁目3番1号

【電話番号】 (03)6434-5540(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員CFO 加藤 東司

【最寄りの連絡場所】 東京都港区西麻布三丁目3番1号

【電話番号】 (03)6434-5540(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員CFO 加藤 東司

【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】 株式及び新株予約権証券

【届出の対象とした募集(売出)金額】

| | |
|---|----------------|
| その他の者に対する割当 | |
| 株式 | 212,000,000円 |
| 第18回新株予約権証券 | 11,750,000円 |
| 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して 払い込むべき金額の合計額を合算した金額 | 1,161,750,000円 |

(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び
当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約
権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い
込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 マーチャント・バンカーズ株式会社 大阪支店
(大阪府八尾市本町六丁目11番8 - 701号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

| 種類 | 発行数 | 内容 |
|------|------------|--|
| 普通株式 | 1,000,000株 | 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、当社の単元株式数は100株であります。 |

(注) 1. 発行については、2026年4月20日（月）の取締役会（以下「本取締役会」といいます。）において決議したものであります。

2. 振替機関の名称及び住所
 名称：株式会社証券保管振替機構
 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

| 区分 | 発行数 | 発行価額の総額(円) | 資本組入額の総額(円) |
|-------------|------------|-------------|-------------|
| 株主割当 | | | |
| その他の者に対する割当 | 1,000,000株 | 212,000,000 | 106,000,000 |
| 一般募集 | | | |
| 計(総発行株式) | 1,000,000株 | 212,000,000 | 106,000,000 |

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は、106,000,000円であります。

(2) 【募集の条件】

| 発行価格(円) | 資本組入額(円) | 申込株数単位 | 申込期間 | 申込証拠金(円) | 払込期日 |
|---------|----------|--------|------------|----------|------------|
| 212 | 106 | 100株 | 2026年5月11日 | | 2026年5月11日 |

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は、会社法上の払込金額であります。資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額であります。

3. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に本新株式の「総数引受契約」を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとし、

4. 払込期日までに、割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、株式の割当てを受ける権利は消滅することから、本新株式に係る割当は行わないこととなります。

(3) 【申込取扱場所】

| 店名 | 所在地 |
|----------------------|-----------------|
| マーチャント・バンカーズ株式会社 財務部 | 東京都港区西麻布三丁目3番1号 |

(4) 【払込取扱場所】

| 店名 | 所在地 |
|------------------|-------------------|
| 株式会社三井住友銀行 本店営業部 | 東京都千代田区丸の内一丁目1番2号 |

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行新株予約権証券（第18回新株予約権証券）】

(1) 【募集の条件】

| | |
|---------|---|
| 発行数 | 200,000個（新株予約権1個につき100株） |
| 発行価額の総額 | 11,750,000円 |
| 発行価格 | 新株予約権1個につき235円（新株予約権の目的である株式1株当たり2.35円） |
| 申込手数料 | 該当事項はありません。 |
| 申込単位 | 1個 |
| 申込期間 | 2026年5月11日（月） |
| 申込証拠金 | 該当事項はありません。 |
| 申込取扱場所 | マーチャント・バンカーズ株式会社 財務部 東京都港区西麻布三丁目3番1号 |
| 払込期日 | 2026年5月11日（月） |
| 割当日 | 2026年5月11日（月） |
| 払込取扱場所 | 株式会社三井住友銀行 本店営業部 東京都千代田区丸の内一丁目1番2号 |

(注) 1. 第18回新株予約権(以下、「本新株予約権」という。)の発行については、2026年3月27日(金)に開催された当社取締役会決議によります。

2. 申込および払込方法は、本有価証券届出書の効力発生後、割当契約(以下、「本割当契約」という。)を締結し、申込期間内に申込取扱場所に申込みをし、払込期日に払込取扱場所へ払い込むものとします。

3. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

4. 払込期日までに、割当予定先が割り当てられた新株予約権に係る発行価額の総額の払込みを行わない場合は、本新株予約権は消滅することとなります。

5. 本新株予約権の目的である株式の振替機関の名称及び住所は次のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

(2) 【新株予約権の内容等】

| | |
|------------------|---|
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | マーチャント・バンカーズ株式会社 普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社普通株式の単元株式数は、100株である。 |
| 新株予約権の目的となる株式の数 | <p>1. 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式5,000,000株とする(本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は100株とする。)。但し、本項第2号及び第3号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」第3号の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3号(2)及び(5)による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p> |

新株予約権の行使時の払込金額

1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
2. 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下、「行使価額」という。)は、金230円とする。
3. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記(2)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{割当株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{割当株式数}} \right)}{1}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本号(4)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬として株式を発行又は処分する場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式分割により当社普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

本号(4)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本号(4)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))を発行又は付与する場合(但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合を除く。)

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得と引換えに本号(4)に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号(2)からまでの場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号(2)乃至にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。この場合、1株未満の端数を生じるときはこれを切り捨てるものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\frac{\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}}{\text{調整前行使価額}} \right) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (4) その他

行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日(但し、本号(2)の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

| | |
|-------------------------------------|---|
| | <p>行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記(2)の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(5) 上記(2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨、その事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p> |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額 | <p>1,161,750,000円</p> <p>(注) 但し、行使価額が調整された場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は増加又は減少する。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。</p> |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 | <p>1. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して出資される財産の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」記載の株式の数で除した額とする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金</p> <p>本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p> |
| 新株予約権の行使期間 | 2026年5月12日から2028年5月11日までとする。 |
| 新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所 | <p>1. 新株予約権の行使請求の受付場所</p> <p>三井住友信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号</p> <p>2. 新株予約権の行使請求の取次場所</p> <p>該当事項はありません。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所</p> <p>株式会社三井住友銀行 本店営業部 東京都千代田区丸の内一丁目1番2号</p> |
| 新株予約権の行使の条件 | <p>1. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>2. 各本新株予約権の一部行使はできない。</p> |
| 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件 | <p>当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨および本新株予約権を取得する日(以下、「取得日」という。)を決議することができる。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の14営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。</p> |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | <p>会社法第236条第1項第6号に基づく譲渡制限について該当事項はありません。但し、本割当契約において、本新株予約権の譲渡について、当社取締役会の承認を要する旨の譲渡制限を合意する予定です。</p> |
| 代用払込みにに関する事項 | 該当事項はありません。 |

| | |
|--------------------------|--|
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | <p>当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権にかかる新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。</p> <p>新たに交付される新株予約権の数 新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。</p> <p>新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類 再編当事会社の同種の株式</p> <p>新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法 組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。</p> <p>新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。</p> <p>新たに交付される新株予約権に係る行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件 本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為に際して決定する。</p> <p>新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。</p> |
|--------------------------|--|

(注) 1. 本新株式及び本新株予約権の発行により資金調達をしようとする理由

当社グループは当社及び、MBKプロパティ株式会社、株式会社エストニアン・ジャパン・トレーディング・カンパニー・ホールディングス、Estonian Japan Trading Company AS、O'Pen Eesti OÜ、株式会社エストニアン・ジャパン・トレーディング・カンパニー日本の6社の事業会社で構成されており、これら6社を連結の範囲としております。

当社グループの主要な事業領域についてみると、国内の金融・不動産市場におきましては、日銀の金利政策の動向等に懸念される状況ではありますが、不動産投資へのニーズは高く、稼働率、賃料水準、物件販売価格など安定した利回りを得られる投資への需要は底堅い状況が続いております。

このような経済状況のもと、当期の当社グループ業績は、昨今の不動産価格や金利の上昇傾向を踏まえ、賃貸用不動産6物件の売却により、売上・利益並びにキャッシュ・フローの確保・有利子負債の圧縮に努め、賃貸用不動産取得については1物件にとどめ、投資資金確保のためのエクイティ・ファイナンスも実施し、株式・不動産や売掛金を担保とした貸金業や再生可能エネルギー分野へのプロジェクト投資など、ネット利回り5%をターゲットに取り組んでいる不動産投資事業より高い収益性の期待できる投資分野や投資案件の開発・強化に取り組みました。

当社は、収益基盤の強化のため、投資会社として、主に安定的家賃収入を得るための収益用不動産として、都市部のマンションを中心に投資を行ってまいりました。

投資する物件を選定するときの主な基準は以下のとおりで、金融機関からの資金調達により、レバレッジを利かせながら、物件からの家賃収入により、安定的に高収益を確保し、当社グループの強固で安定的な収益基盤を構築しております。

- ・ ネット利回り5%以上
- ・ 金融機関から取得価格の80%以上の融資を確保できる物件
- ・ 空室リスクが低い

また、保有する物件の売却によるキャピタルゲイン獲得にも積極的に取り組んでおり、物件売却により獲得するキャッシュ・フローにより、さらに良質な物件（マンション）を取得することにより、収益基盤の強化をはかってまいります。

当社は2025年10月期において285百万円の営業黒字を計上しておりますが、今後、収益用不動産への投資を推進することにより、安定的な収益基盤の強化を行いながら、投資会社として、さらなる高い将来性や成長が見込まれる案件、あるいは社会的ニーズの高い案件への投資を行い、投資家や株主の皆様にも夢を持っていただける上場会社を志向しております。

また、これまで、ブロックチェーンや、医療・介護の企業や案件への投資を行ってまいりましたが、今後も引き続き投資会社として、「(2)手取金の使途」に記載の方針に基づき、M & Aを中心とした経営戦略を実施してまいります。

そのため、当社では、2025年6月27日付で関東財務局長宛に提出した有価証券届出書に基づき、2025年7月14日を払込期日とする新株式並びに第17回新株予約権発行により、合計3,999百万円の資金調達を行う予定でした。

しかしながら、当社では、2025年7月25日付開示資料「第17回新株予約権の取得及び消却に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、新株式は発行したものの、第17回新株予約権につきましては、買入消却することとしたため、新株式並びに第17回新株予約権発行により見込んでいた資金調達3,999百万円のうち、第17回新株予約権の発行並びに権利行使で見込んでいた3,233百万円の資金調達が未了となりました。

そのため、当社では、今般、資金調達が未了となっていた3,233百万円の資金調達の一部を行うべく、本新株予約権の発行により調達することといたしました。

2025年7月14日を払込期日とする新株式発行により調達した734百万円は、すでに、

- ・ 2025年9月 ビットコイン購入300百万円（2025年9月25日付開示資料「ビットコイン購入並びに暗号資産による不動産決済サービスに関する FINX JCrypto 株式会社との協業に関するお知らせ」）
- ・ 2025年11月 株式担保融資350百万円（2025年11月25日付開示資料「（経過開示）株式担保融資の実行の決定に関するお知らせ」、なお、当初融資金額400百万円のうち50百万円は回収済み）
- ・ 2026年1月 関係会社株式取得116百万円のうち84百万円（2026年1月26日付開示資料「（開示事項の経過）Life Innovation Holdings 株式会社の株式の取得(持分法適用関連会社化)に関するお知らせ」）

に充当しており、2026年1月末現在の現預金916百万円につきましては、収益用不動産の投資に充当する予定であることから、新たな資金調達を必要としております。基盤形成を行うべく後述する資金使途における新規事業資金の確保のため、本第三者割当による資金調達を行うことといたしました。

当社は、今後の持続的な成長と事業基盤の強化を図るべく、戦略的M & Aの実行を検討しております。対象企業は、当社の安定的な収益基盤に寄与する企業を想定しており、当該M & Aにより、事業ポートフォリオの拡充、新規市場への参入、ならびに収益基盤の多角化が期待されます。

本M & Aの実行には概ね合計13億円規模の資金を要する見込みであり、これは株式取得対価に加え、関連する諸費用（デューデリジェンス費用、アドバイザー費用、統合作業に係る費用等）を含んだ試算に基づいております。

本件は、当社の中長期的な企業価値向上に資する重要な戦略投資であると認識しており、必要資金の調達行為が必要であると考えております。

当社の現有資金および通常のキャッシュ・フローでは、上述の通り一部収益用不動産の投資に充当する予定であることから、この規模の資金を迅速に確保することは困難であるため、外部資金の調達が不可欠です。これにより、当社は財務の健全性を維持しつつ、成長機会を逃すことなく機動的に対応することが可能となります。

このように、本第三者割当による資金を新規事業領域への投資として投下することにより当社グループにおける強固な事業基盤の形成に繋がることから、企業価値の向上をもって既存株主の利益に貢献するとの判断に至り、本第三者割当による本資金調達の実施を決議いたしました。

本資金調達方法を選択した理由

今回の資金調達手法は、当社といたしましても、本新株式の発行により、財務体質の強化を図り、事業成長のための一定額を迅速にかつ確実に調達することができるのと同時に、割当予定先の要請と協議に基づき、本新株予約権の発行により割当予定先が当社に対して段階的に投資を行うことができるように配慮したものであります。加えて、本新株予約権の発行は必ずしも一度に大量の新株式を発行するものではないため、当社及び当社既存の株主にとっても、資金調達を全て新株式により調達する場合と比べて、権利行使が完了するまでには一定程度の期間を要することが想定されます。そのため、既存株式の希薄化が段階的に進む点において、既存株主に対する希薄化は避けられないものの、一定の配慮ができると判断して採用いたしました。

金融機関等からの間接金融による資金調達は現状の当社の財務内容では融資の実施は難しいという返答がなされたこと。

エクイティ・ファイナンス手法での公募増資及び株主割当による新株式発行は、資金調達が一度に可能となるものの、公募増資では一般投資家の参加率、株主割当では既存株主の参加率が不透明であり、当社が希望する十分な資金を調達できるか不透明であることから今回の資金調達方法としては適切ではないと判断したこと。また、当社は、時期を逸しないよう早急、確実かつ機動的に資金を確保する必要があること。したがって、事前準備と募集期間に一定の時間を必要とする公募増資及び株主割当増資は必ずしも機動的とは言えず、今回の資金調達の方法として適さないこと。

いわゆるライツ・オフアリングには、当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・オフアリングと、当社はそのような契約を締結せず、新株予約権の行使が株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・オフアリングがありますが、コミットメント型ライツ・オフアリングについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想され、適切な資金調達方法ではない可能性があります。また、ノンコミットメント型ライツ・オフアリングは、割当先となる既存株主の参加率が不透明であり、当社が必要とする資金調達を実現できない可能性があることから、今回の資金調達方法として適切ではないと判断したこと。

これらの検討を踏まえ、第三者割当による資金調達において、新株式の発行は、株式価値の希薄化を一時的に引き起こし、既存株主の利益を損なう恐れはありますが、確実に資金を調達できるメリットがあることから、割当予定先との新株式発行による資金調達の方法で交渉を重ねてまいりました。

割当予定先との交渉において、当社の業績及び希薄化の規模を勘案すると全額を新株式で引き受けることは難しく、一部を新株予約権で引き受けたいとの要望があり、新株式と合わせて新株予約権の割り当てを実施することで、一定程度の当社資金需要を満たすとともに、一度に大幅な希薄化が生じることを回避することができるメリットがあります。これらを鑑み、割当予定先と協議し新株式及び新株予約権を併用する資金調達の方法を選択いたしました。

以上のように引受先の選定を経て、割当予定先に本新株式及び本新株予約権を併用する方法で割り当てる方法が本資金調達の方法として現時点における最良の選択であると判断しております。

本新株予約権の特徴

（本新株予約権のメリット）

本新株予約権の内容は、新株予約権の行使価額と対象株式数を固定することにより、既存株主の皆様の株式価値の希薄化の抑制が図られるように定められており、以下の特徴があります。なお、当社と割当予定先は、本新株予約権の行使を行う上で、当社の資金ニーズ及び市場環境等を勘案しながら、適宜行使を行っていくことを共

通認識として確認しております。

行使価額及び対象株式数の固定

本新株予約権は、昨今その商品設計等について市場の公平性及び既存株主への配慮等の点で懸念が示される価格修正条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異なり、行使価額及び対象株式数の双方が固定されております。発行当初から行使価額は230円で固定されており、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはありません。

また、本新株予約権の対象株式数も発行当初から発行要項に示される株式数で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。

なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額及び対象株式数の双方が本新株予約権の発行要項に従って調整されます。

取得条項

本新株予約権は、当社取締役会の決議に基づき、本新株予約権の払込期日の翌日以降いつでも、14営業日前までに本新株予約権者に通知することによって残存する新株予約権の全部または一部を本新株予約権のそれぞれの発行価額相当額で取得することができる設計となっております。これにより、将来的に当社の資金ニーズが後退した場合や資本政策方針が変更になった場合など、本新株予約権を取得することにより、希薄化の防止や資本政策の柔軟性が確保できます。

譲渡制限

本新株予約権は、会社法第236条第1項第6号に定める新株予約権の譲渡制限はありませんが、本割当契約における制限として、割当予定先が本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要する旨の制限が付されております。ただし、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。また、割当予定先が、本新株予約権を譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で譲渡制限の内容を約束させ、また、譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容を約束させるものとします。

なお、当社は、割当予定先は引受後に譲渡を行う意思がないことを割当予定先より口頭にて確認しておりますが、本新株予約権の全部又は一部を譲渡する場合には、当社取締役会における承認の前に、譲受人の本人確認、反社会的勢力と関わりがないことの確認、行使に係る払込原資の確認、本新株予約権の保有方針の確認を行い、本割当契約に係る行使制限等の権利義務について譲受人が引継ぐことを条件に、承認の可否を判断する予定です。また、当社取締役会において本新株予約権の譲渡を承認した場合には、当該内容を開示いたします。

(本新株予約権のデメリット)

資金調達ができない可能性

本新株予約権の行使価額は発行決議日の直前取引日時点の株価を基準として、230円に設定されているため、株価水準によっては権利行使が行われず、資金調達ができない可能性があります。

既存株式の希薄化が生じる可能性

本新株予約権の行使が進んだ場合、5,000,000株の新株式が交付されるため、既存株式の希薄化が生じることとなります。

2. 本新株予約権の行使の方法及び効力発生

- (1) 本新株予約権を行使する場合、上記「新株予約権の行使期間」欄記載の本新株予約権を行使することができる期間中に上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所を宛先として、行使請求に必要な事項をFAX、電子メール又は当社及び当該行使請求を行う本新株予約権者が合意する方法により通知するものとします。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を、現金にて上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとします。
- (3) 本新株予約権の行使請求は、上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に効力が発生します。

3. 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに、社債、株式等の振替に関する法律及びその他の関係法令に基づき、振替機関に対し、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

4. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる証券を発行しない。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

| 払込金額の総額(円) | 発行諸費用の概算額(円) | 差引手取概算額(円) |
|---------------|--------------|---------------|
| 1,373,750,000 | 52,289,500 | 1,321,460,500 |

- (注) 1. 払込金額の総額は、本新株式の払込金額(212,000,000円)本新株予約権の払込金額の総額(11,750,000円)に本新株予約権の行使に際して出資される財産の額(1,150,000,000円)を合算した金額であります。
2. 発行諸費用の概算額の内訳は、資本金の増加の登記にかかる登録免許税及び登記費用5,067千円、印刷会社費用200千円、東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社(東京都千代田区永田町一丁目11番28号、代表取締役 能勢 元)に対する新株予約権の算定費用1,500千円、有価証券届出書等作成支援、契約書等作成支援業務他3,500千円、リスクプロ株式会社(東京都千代田区九段南二丁目3番14号靖国九段南ビル2階 代表取締役 小坂橋仁)に対する割当予定先等に係る信用調査費用810千円及びF L インベストメント株式会社(東京都渋谷区道玄坂一丁目22番8号ユービズ道玄坂7F、代表取締役 三輪 光範)(以下、「F L社」といいます。)に対するファイナンシャルアドバイザー費用41,212千円(当社資金調達額の3%)であります。
3. 発行諸費用の概算額には消費税は含まれておりません。
4. 本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合には、上記払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は減少いたします。
5. 登記費用につきましては、新株予約権の権利行使のタイミング、回数等の理由により、変動する可能性があります。

(2) 【手取金の使途】

<本新株式の発行により調達する資金の具体的な使途>

| 具体的な使途 | 金額 (百万円) | 支出予定時期 |
|-------------------|-------------|-----------------|
| M & A、企業・案件への投資資金 | 202 | 2026年6月～2028年6月 |

(注) 1. 上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は事業用資金とは別の銀行預金で保管する予定です。

<本新株予約権の発行により調達する資金の具体的な使途>

| 具体的な使途 | 金額 (百万円) | 支出予定時期 |
|-------------------|-------------|-----------------|
| M & A、企業・案件への投資資金 | 1,118 | 2026年6月～2028年6月 |

- (注) 1. 上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は事業用資金とは別の銀行預金で保管する予定です。
2. 株価低迷により権利行使が進まない場合は、手元資金の活用及び新たな資本による調達、又は、その他の手段による資金調達について検討を行う予定です。また、今後、当社を取り巻く環境に変化が生じた場合など、その時々状況に応じて、資金の使途又は金額を変更する可能性があります。資金の使途又は金額に変更があった場合には、速やかに開示・公表いたします。

本新株式の発行及び本新株予約権の発行により調達する資金の具体的な使途は以下の通りです。

M & A、企業・案件への投資資金

当社は、2025年5月12日付PR情報「今後の投資方針に関するお知らせ」において、従来の不動産投資に加え、融資およびエクイティ投資(M & A、企業・案件への投資)を強化し、ポートフォリオの多様化を図る方針を公表しております。

本第三者割当により調達する資金につきましては、主として当該方針及び以下の方針に基づく成長投資(エクイティ投資等)およびこれに付随する投資体制の整備・強化に充当する予定であります。

当社は、上場会社ならびに上場を志向する中小企業等を対象として、資本政策の高度化、経営体制の強化および事業成長の加速に資する投資および支援を行うことにより、投資先企業の企業価値向上および当社グループの持続的成長の実現を目指してまいります。当該投資活動は、当社グループを主体としつつ、案件ごとに最適な投資ビークル(SPV等)を活用した投資スキームの構築を行うことを想定しており、必要に応じて外部パートナーとの共同投資等を組み合わせることにより、機動的かつ効率的な投資実行体制を整備してまいります。

また、具体的には、以下の用途に充当することを想定しております。

- ・投資対象企業へのエクイティ投資(新株引受、既存株式取得、新株予約権引受等)
- ・M & A、事業再編、資本業務提携等の成長戦略推進に係る投資資金
- ・投資先企業に対する経営支援(役員派遣、経営戦略支援、ガバナンス整備等)に係る費用
- ・投資活動に必要な人材確保、デューデリジェンスおよび体制整備に係る費用

なお、投資実行にあたっては、当社または当社グループを主体とした投資スキームを基本としつつ、必要に応じて外部パートナーとの連携等も検討してまいります。

a. M & A

経営支配権の獲得を前提としない、後記「b. 企業・案件への投資」につきましては、再生エネルギーや系統

用蓄電池等、社会性や将来性の高いと考える投資分野をターゲットに行ってまいります。M & Aにつきましては、特に取得企業の業種に関する制限は設けず、幅広い業種を対象とし、

- ・収益安定性の確保： キャッシュ・フローが安定し、景気に左右されにくい業種の企業を買収し、基盤を固める。（完全子会社化）
- ・成長余地の取り込み： 高成長市場や技術革新領域への将来投資として、伸びしろの大きい企業に戦略的に出資または買収。（資本業務提携や少数株式取得アーンアウト付M & Aを検討）

のいずれかの視点から、当社グループの企業価値の向上に資する案件に取り組んでまいります。

基本路線としては安定事業の買収から先行させ、経営体力を安定させるため、最初に安定収益型を押さえ、成長事業はリスク分散型とし、少数出資や段階的買収（Earn-Out型）で不確実性に対応することを想定しています。また、統合後の相乗効果としては、安定事業で得たキャッシュを成長事業に再投資すること、また、安定顧客基盤を成長事業のサービステストに活用することを想定しております。

投資基準としては、以下の基準を設け、投資前の財務・法務デューデリジェンスプロセスによりリスクを可視化し精査を行います。とくにバランスシートやPLだけでなく、将来の収益力・事業性評価の精度を高めることを念頭に置くようにいたします。

- (1) 資産超過であること
- (2) 買収後、継続的な黒字が見込まれること
- (3) のれんが生じない（取得価格が純資産額より小さい）ことが望ましく、のれんが生じる場合、適切な償却期間を想定し、当社の業績に与える影響を慎重に検討すること
- (4) 取得価格の回収は、5年以内が望ましく、長くとも10年以内に見込まれること

現時点において具体的に決定している案件はございませんが、案件が具体化しましたら適時適切に開示を行うようにいたします。

1件あたりのディールサイズは5～10億円程度（デットファイナンスによる調達を除く。）、今回の調達資金により、1～2件の実行を想定しておりますが、当社が投資実行に足りる案件の精査とともに資金を用途していく見込みとなります。

b. 企業・案件への投資

再生エネルギーや系統用蓄電池、また、これらの投資分野と親和性の高い、データセンターや暗号資産マイニング、さらには、自動運転など、社会性や将来性の高いと考える投資分野をピックアップし、安定的かつ高利回りの収益が期待できる個別案件等への投資を行ってまいります。

現時点において具体的に決定している案件はございませんが、案件が具体化しましたら適時適切に開示を行うようにいたします。

なお、当社では、系統用蓄電池案件を含めて、現時点で投資を決定している案件はありませんが、系統用蓄電池案件につきまして、2026年2月に第三者から初期提案を受けており、本日の本第三者割当の決議後、当該提案に対して具体的な検討を開始することから、検討期間1ヶ月を設けたうえでの2026年5月からの支出は十分に可能と考えたため、支出予定時期の開始を2026年5月といたしました。

1件あたりのディールサイズは5～10億円程度（デットファイナンスによる調達を除く。）、今回の調達資金により、1～2件の実行を想定しておりますが、当社が投資実行に足りる案件の精査とともに資金を用途していく見込みとなります。

本第三者割当により調達する資金である計1,321百万円の全額を、M & A、企業・案件への投資に充当する予定としております。

なお、本新株予約権の行使が進まず本件資金が調達できない場合は別途、手元資金及び借入等の別途資金調達の手法を検討いたします。

また、前回の資金調達における現在までの調達金額及び充当状況は以下のとおりです。

(2025年6月27日付取締役会決議に係る第三者割当による新株式及び第17回新株予約権の発行により調達した資金の充当状況)

| 具体的な用途 | 資金用途 (百万円) | 実際の調達額 (百万円) | 充当額 (百万円) | 支出予定時期 |
|-----------------|---------------|-----------------|--------------|-----------------|
| & A、企業・案件への投資資金 | 734 | 734 | 734 | 2025年9月～2026年1月 |

(注) 2025年7月25日付開示資料「第17回新株予約権の取得及び消却に関するお知らせ」のとおり、第17回新株予約権につきましては、買取消却しております。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

| | | |
|--------------------------|-----------------|-------------------------------------|
| a. 割当予定先の概要 | 名称 | P C Kキャピタル有限責任事業組合 |
| | 所在地 | 東京都荒川区東尾久一丁目30番12 - 408号 |
| | 出資の総額 | 10,000円 |
| | 組成目的 | 有価証券の保有及び運用 |
| | 主たる出資者及び出資比率 | 中村昌弘 50.0%、張林慶橋 50.0% |
| | 業務執行組員又はこれに類する者 | 氏名：中村 昌弘 住所：東京都荒川区 職業の内容：会社役員 |
| b. 当社と割当予定先との間の関係 | 出資関係 | 該当事項はありません。 |
| | 取引関係 | 該当事項はありません。 |
| | 人事関係 | 該当事項はありません。 |
| | 資金関係 | 該当事項はありません。 |
| | 技術関係 | 該当事項はありません。 |
| c. 当社と割当予定先の業務執行組員との間の関係 | 出資関係 | 該当事項はありません。 |
| | 取引関係 | 該当事項はありません。 |
| | 人事関係 | 該当事項はありません。 |
| | 資金関係 | 該当事項はありません。 |
| | 技術関係 | 該当事項はありません。 |

(注)「割当予定先の概要」欄、「当社割当予定先との間の関係」欄及び「当社と割当予定先の業務執行組員との間の関係」欄は、別途時点を明記していない限り本届出書提出日現在におけるものであります。

d. 割当予定先の選定理由

本第三者割当の割当予定先であるP C Kキャピタル有限責任事業組合（以下、「P C Kファンド」といいます。）は、上場株式等への投資を行う有限責任事業組合であり、第三者割当による新株式及び新株予約権の引受けの意向があるとのことで、2026年3月2日に、F L社代表取締役の三輪光範氏の紹介により、当社の代表取締役である高崎正年が、P C Kファンドの組員の中村昌弘氏と面談を行いました。

当社の投資会社としての現状、今後の投資方針としてのM & Aや資本業務提携並びにこうした投資資金に係る資金需要について、説明のうえ、本第三者割当の引き受けに応じていただきました。

P C Kファンドは、上場株式投資を主たる事業とする投資事業組合であり、株式市場に関する知見を有し、当社の資本政策に理解を示したため、当社の事業内容および経営方針に対する深い理解を頂ける、信頼性の高いパートナーと考えており、本第三者割当において適切な割当予定先であると判断しております。

e. 割り当てようとする株式の数

| 割当予定先の名称 | 割当株式数 | |
|--------------------|------------------------|------------|
| P C Kキャピタル有限責任事業組合 | 普通株式 | 1,000,000株 |
| | 新株予約権 | 50,000個 |
| | (その目的となる株式 5,000,000株) | |

f. 株券等の保有方針

当社は、割当予定先が当社の中長期的な成長を期待し、当社の中長期的な企業価値の向上と株式価値の最大化を目指すことで得られるキャピタルゲインを獲得すること（本新株予約権を行使し、また、本新株予約権を普通株式に転換した上で売却する際における投資資金の回収）を目的としているため、本新株式及び本新株予約権の行使により取得した普通株式を割当後短期的な期間内に第三者に譲渡することはない方針である旨の説明を割当予定先から口頭にて受けております。但し、本新株式の発行及び本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式については、当社グループの業績及び配当状況、市場動向等を勘案しつつ売却する方針です。

当社と割当予定先との協議において、割当予定先が第三者割当で取得する本新株予約権の行使により取得する当社株式について、適宜判断の上、比較的短期間で売却を目標とするものの、売却に際しては市場への影響を常に留意する方針であることを意向表明書にて確認しております。割当予定先が本新株予約権を第三者に譲渡を検討する場合には、事前に譲受人の本人確認、反社会的勢力等との関係確認、行使の払込原資確認、本新株予約権の行使により取得する株式の保有方針の確認、当社が割当予定先との間で契約する取得等の権利・義務についても譲受人が引継ぐことを確認し、当社取締役会にて譲渡が承認された場合には、その内容を開示いたします。

なお、当社は、割当予定先から、払込期日から2年間において、割当予定先が本第三者割当により取得した当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由並びに譲渡の方法等の内容を当社に書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に書面により報告すること、当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することについて、割当予定先から払込期日までに確約書を取得する予定であります。

g. 払込みに要する資金等の状況

当社は、本第三者割当の引受けに係る払込みについて、割当予定先に確認したところ、2026年4月14日までの一定期間の銀行口座の取引明細の提示を受けました。本第三者割当の新株式発行及び新株予約権の発行価額の引受資金につ

きまして、自己資金では不足しているものの、割当予定先の組合員である中村昌弘氏が、以前勤務していた株式会社アジアゲートホールディングス（現・株式会社fantasista）において、友好的な株主として面識を持った経緯で、懇意にする岡野泰也氏からの借入金によって充当する旨確認し、岡野泰也氏の2026年4月15日現在の証券口座の写し並びに当該借入にかかる金銭消費貸借契約書（貸主：岡野泰也氏、借入金額：250,000,000円、返済期限：2027年12月末日、利率：年5%、担保及び保証無し）の写しの提示を受けました。

岡野泰也氏が2026年4月15日付の証券・金銭残高で本新株式及び本新株予約権の発行価額を上回る金額が確保されており、本第三者割当の新株式発行及び本新株予約権の発行価額の引受資金につきまして、岡野泰也氏が保有する日本株式を市場売却により確保し、払込期日（2026年5月11日）の前営業日の2026年5月8日にPCKファンドに対する融資を実行することを、PCKファンドの組合員である中村昌弘氏より当社の代表取締役である高崎正年が口頭にて確認しております。当社は、2026年5月8日に、PCKファンドより、2026年5月8日現在の銀行口座の取引明細の提示を受け、当該融資が実行されていることを確認する予定であります。

以上により、本新株式及び本新株予約権の発行価額を上回る金額が確保する予定であることを確認しております。

なお、本新株予約権の行使資金につきましては、割当予定先は一度に当該行使金額の総額の行使を行うだけの資金を保有しておりません。しかしながら、本新株予約権の行使については、本第三者割当による取得した本新株予約権の行使により取得した当社普通株式を市場で売却し、売却資金をもって、権利行使を繰り返す方針であることの説明をPCKファンドの組合員の中村昌弘氏より当社の代表取締役である高崎正年が口頭にて確認しております。

h. 割当予定先及び関係先の実態

当社は、割当予定先及び割当予定先の払込資金の調達先である岡野泰也氏について、割当予定先、割当予定先の組合員（主な出資者）、割当予定先に払込資金を貸し付ける岡野泰也氏が暴力団等の反社会的勢力であるか否かについて、独自に専門の第三者調査機関であるリスクプロ株式会社（住所：東京都千代田区九段南二丁目3番14号靖国九段南ビル2階 代表取締役：小坂橋仁）に調査を依頼し、同社より調査報告書を受領しました。当該調査報告書において、当該割当予定先の関係者並びに岡野泰也氏が反社会的勢力とは何ら関係がない旨の報告を受けております。上記のとおり割当予定先並びにその役員又は主要株主（主な出資者）並びに岡野泰也氏が反社会勢力とは一切関係がないことを確認しており、別途その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

2 【株券等の譲渡制限】

本新株式並びに本新株予約権は、会社法第236条第1項第6号に定める新株予約権の譲渡制限はありませんが、本割当契約における制限として、割当予定先が本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要する旨の制限が付されております。ただし、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。なお、当社は、割当予定先は引受後に譲渡を行う意思がないことを割当予定先より口頭にて確認しておりますが、本新株予約権の全部又は一部を譲渡する場合には、当社取締役会における承認の前に、譲受人の本人確認、反社会的勢力と関わりがないことの確認、行使に係る払込原資の確認、本新株予約権の保有方針の確認を行い、本割当契約に係る行使制限等の権利義務について譲受人が引継ぐことを条件に、承認の可否を判断する予定です。また、当社取締役会において本新株予約権の譲渡を承認した場合には、当該内容を開示いたします。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性

払込金額の算定根拠とその具体的内容

a. 本新株式

本新株式における発行価額は、割当予定先との協議の結果、本新株式に係る取締役会決議日の直前取引日（2026年4月17日）の株式会社東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値230円を基準とし、直前取引日の終値である230円から7.83%ディスカウントした212円といたしました。

なお、当該発行価額は、本件第三者割当増資に関する取締役会決議日の直前取引日までの1カ月間の終値平均である224.24円から5.46%のディスカウント、当該直前取引日までの3カ月間の終値平均である225.28円から5.89%のディスカウント、当該直前取引日までの6カ月間の終値平均である228.98円から7.42%のディスカウントとなっております。

上記発行価額は、直近の市場価額に基づくものが合理的であると判断したこと及び、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（2010年4月1日付 以下、「日証協指針」といいます。）によると、第三者割当により株式の発行を行う場合には、その払込金額は原則として株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価額（直前日における売買がない場合は、当該直前日から遡った直近日の価額）を基準として決定することとされているため、本件第三者割当の発行価額を決定する際にも、本件第三者割当に係る取締役会決議の直前営業日の終値を基準といたしました。

また、発行価額のディスカウント率を7.83%とした経緯としましては、2025年10月期の経営成績において31百万円の経常損失を計上しており、依然として当社においては強固な利益基盤とはいえないことを勘案し、割当予定先からの8%程度のディスカウントの打診を受け、日証協指針に準拠する10%を超えない範囲で、相応の率をディスカウントすることはやむを得ないと判断し、発行価額について割当予定先のディスカウントに対する要望を受け入れた結果によるものとなります。

以上のことから、当社取締役会においては、今回の資金調達の目的、他の調達手段の選択肢を考慮するとともに、本新株式の発行条件について十分に討議、検討を行い、本新株式の発行価額は、適正かつ妥当な価額であり、有利発行には該当しないものと判断いたしました。なお、ディスカウント率についても日証協指針に基づいても有利発行に該当しない範囲内であるため合理的かつ適法であると当社取締役会において判断しております。

また、当社監査役3名(うち3名が社外監査役)も、本新株式の発行価額の算定方法については、取締役会決議日の直前取引日の終値に基づくものであることから、既存株主の利益保護の観点からも合理的なものであり、また、7.83%のディスカウント率についても、本第三者割当による増資規模の必要性、本第三者割当で発行する当社株式の流通量が既存株主に与える影響(詳細は、下記「(2)発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」を参照)、当社の業績及び信用リスク、割当予定先が負う価格下落リスクの諸観点から当該ディスカウント率の合理性について十分な検討が行われていること及び日証協指針も勘案されていることから、有利発行でないことについて異論がない旨の意見が述べられております。

b. 本新株予約権

新株予約権の発行価額の公正価値の算定には、上場企業の第三者割当増資における公正価値の算定実績をもとに選定した第三者機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社(住所:東京都千代田区永田町一丁目11番28号、代表者:代表取締役 能勢 元)に依頼し、本新株予約権の評価報告書を取得いたしました。

当該機関は、割当予定先の権利行使行動及び株式売却動向並びに当社の本新株予約権取得動向について合理的に想定される仮定を置くとともに、当社の株価(2026年4月17日の終値)、本新株予約権の行使価額(230円当社の株価と同額)当社株式の市場流動性、配当率(0.87%)、割引率(リスクフリーレート1.376%)、ボラティリティ(27.25%)、クレジット・コスト(21.83%)及び1日当たりの売却可能株式数(直近2年間にわたる当社普通株式の1日当たり日次売買高の中央値(80,650株)の10%)等の諸条件等について一定の前提を置いて、権利行使期間(2026年5月12日から2028年5月11日まで)その他の発行条件の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値の算定を実施した結果、本新株予約権1個の払込金額を235円(1株当たり2.35円)と算定いたしました。割当予定先の権利行使行動に関しては、株価が行使価額を超過し行使が可能な場合には割当予定先は、1日当たりの売却可能株式数(直近2年間にわたる発行会社普通株式の1日当たり日次売買高の中央値(80,650株)の10%)を目途に直ちに権利行使を実施することを想定しています。

当社は、算定に用いられた手法、前提条件及び合理的に想定された仮定等について、特段の不合理な点はなく、公正価値の算定結果は妥当であると判断いたしました。この算定結果をもとに割当予定先へ打診したところ、承諾いただき、本新株予約権1個の払込金額を金235円(1株当たり2.35円)といたしました。

本新株予約権の行使価額を取締役会決議日の直前取引日の株式会社東京証券取引所スタンダード市場における当社普通株式の終値を基準値として算定しましたのは、当社としましては、直前取引日の株価終値が当社の企業価値を反映しているものと判断したものといたします。

なお、当該行使価額は、本件第三者割当増資に関する取締役会決議日の直前取引日までの1カ月間の終値平均である224.24円から2.57%のプレミアム、当該直前取引日までの3カ月間の終値平均である225.28円から2.10%のプレミアム、当該直前取引日までの6カ月間の終値平均である228.98円から0.44%のプレミアムとなっております。

なお、本日開催の当社取締役会に出席した当社監査役3名(うち3名が社外監査役)全員から、東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社は、本第三者割当に係る有価証券届出書等の作成支援業務を行っているものの、当社と継続的な取引関係は無いことから当社経営陣から一定程度独立していると認められること、割当予定先からも独立した立場で評価を行っていること、また、本新株予約権の価額算定方法としては市場慣行に従った一般的な方法で行われている同社の新株予約権算定報告書において報告された公正価値評価額と同等額の払込金額を決定していることから、有利発行でないことについて異論がない旨の意見が述べられております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株式の発行により増加する株式数及び本新株予約権に係る潜在株式数は、それぞれ1,000,000株(議決権数10,000個)及び5,000,000株(議決権数50,000個)の合計6,000,000株(議決権数60,000個)となり、2026年3月27日現在の発行済株式総数31,806,190株(議決権数303,558個)に対して、本新株式の発行により3.14%(議決権比率3.29%)、本新株予約権の発行により15.72%(議決権比率16.47%)の合計18.86%(議決権比率19.77%、2026年3月13日付第三者割当による自己株式の処分による増加分を加味した議決権数66,404個の総議決権に占める割合は21.88%)の希薄化が生じます。

また、本新株式の発行及び本新株予約権が行使された場合の最大交付株式数6,000,000株に対して、当社株式の過去6カ月間における1日あたり平均出来高は、152,836株であり、本新株式の発行及び本新株予約権が行使された場合の最大交付株式6,000,000株を行使期間である2年間(245日/年間営業日数で計算)で売却すると仮定した場合の1日当たりの株式数は約24,490株(上記1日あたりの平均出来高の16.02%)となり、これらの売却が市場内にて短期間で行われた場合には、当社の株価に影響を与える恐れがありますが、当社は割当予定先に対して当社株式を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮しながら行うことをPCKファンドの組合員である中村昌弘氏より当社の代表取締役である高崎正年が口頭にて確認していることから、本資金調達及ばず株価への影響は限定的なものになると考えております。また、交付した株式が適時適切に市場で売却されることにより、当社株式の流動性向上に資することが期待されます。

当社といたしましては、今回の資金調達を、上記「第1 募集要項 5 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」に記載する通り、本第三者割当の実施により、当社は財務の健全性を維持しつつ、成長機会を逃すことなく機動的に新規事業領域へ投資に対応することが可能となります。このように、本第三者割当による資金を新規事業領域への投資として投下することにより当社グループにおける強固な事業基盤の形成に繋がることから、企業価値の向上をもって既存株主の利益に貢献するものであることから、今回の第三者割当による新株式及び新株予約権の発行による株式の発行数量及び希薄化の規模は、一定の合理性を有しているものであると判断いたしました。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (千株) | 総議決権数に 対する所有議 決数の割合 | 割当後の 所有株式数 (千株) | 割当後の総議決権 数に対する所有 議決権数の割合 |
|---|---|---------------|---------------------------|-----------------------|--------------------------------|
| アートポートインベスト株式会社 | 東京都港区六本木7丁目6-5 | 11,578 | 38.14% | 11,578 | 31.85% |
| PCKキャピタル有限責任事業組合 | 東京都荒川区東尾久1丁目30-12-408 | | | 6,000 | 16.50% |
| 株式会社ぼと | 東京都福生市北田園2丁目1-3 エトワールB201 | 4,668 | 15.38% | 4,668 | 12.84% |
| TOTAL NETWORK HOLDINGS LIMITED(常任代理人：三浦法律事務所 弁護士 寺田昌弘) | (常任代理人)東京都千代田区大手町1丁目5-1大手町ファーストスクエアアイスタワー3階 | 3,201 | 10.55% | 3,201 | 8.80% |
| 株式会社Colors Japan | 大阪府大阪市中央区南本町2丁目1-1 | 661 | 2.18% | 661 | 1.82% |
| 園部 皓志 | 東京都港区 | 640 | 2.11% | 640 | 1.76% |
| KGI ASIA LIMITED-CLIENT ACCOUNT(常任代理人：香港上海銀行東京支店 セキュリティーズ・サービス・オペレーションズ部長 角田武士) | 東京都中央区日本橋3丁目11-1 | 338 | 1.12% | 338 | 0.93% |
| 株式会社ケイ・アイ・シー | 東京都杉並区浜田山2丁目9-2 | 250 | 0.82% | 250 | 0.69% |
| 楽天証券株式会社共有口 | 東京都港区南青山2丁目6-21 | 245 | 0.81% | 245 | 0.68% |
| KAY LEO BROTHERS LIMITED(常任代理人：山内真澄) | (常任代理人)東京都渋谷区 | 200 | 0.66% | 200 | 0.55% |
| モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社 | 東京都千代田区大手町1丁目9-7大手町フィナンシャルシティサウスタワー | 153 | 0.51% | 153 | 0.42% |
| 計 | | 21,939 | 72.27% | 27,939 | 76.85% |

- (注) 1. 「所有株式数」につきましては、2026年3月27日時点の株主名簿に記載された数値を記載しております。
2. 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2026年3月27日現在の当社の発行済株式総数31,806,190株（議決権数310,579個）をもとに算出しております。
3. 「割当後の所有株式数」は、「所有株式数」に記載した株式数に、本新株式及び本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式の数を加えた数を記載しております。
4. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、「割当後の所有株式数」に係る議決権の数を、「総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出に用いた総議決権数（303,558個）に、本新株式及び本新株予約権の目的である株式に係る議決権の数（60,000個）を加えた数（363,558個）で除して算出しております。
5. 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

第1 【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約（発行者（その関連者）と株式交付子会社との重要な契約）】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1 事業等のリスクについて

下記「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第102期、提出日2026年1月28日)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2026年4月20日)までの間に生じた変更はありません。また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(2026年4月20日)現在においても変更の必要はないものと判断しております。

2 臨時報告書の提出

当社は、後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第102期事業年度）の提出日（2026年1月28日）以降、本有価証券届出書提出日（2026年4月20日）までの間において、下記臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

その報告内容は下記のとおりであります。

（2026年1月30日提出の臨時報告書）

1 提出理由

当社は、2026年1月29日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

2026年1月29日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 資本準備金の額の減少の件

会社法第448条第1項に基づき、資本準備金の取崩しを行い、その他資本剰余金に振り替えることにより、分配可能額の充実を図り、剰余金の配当や自己株式取得による株主の皆様への還元策を安定的に行うためのものであります。

減少する資本準備金の額

2025年10月31日現在資本準備金1,145,331,108円のうち1,000,000,000円を減少し、同額をその他資本剰余金に振り替えます。

資本準備金の額の減少が効力を生ずる日

2026年1月29日

第2号議案 定款一部変更の件

将来的な新株式発行に備え、第6条(発行可能株式総数)を変更するものであります。

第3号議案 取締役8名選任の件

取締役として、高崎正年、サム・ガーボウ、山崎佳奈子、西村豊一、小船賢一、岩崎智彦、小久保直樹及び山中大輔の8氏を選任する。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、サム・ガーボウ氏を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成数 (個) (注) 2 | 反対数 (個) (注) 2 | 棄権数 (個) (注) 2 | 可決要件 | 決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%) |
|---------------------------------|---------------------|---------------------|---------------------|-------|----------------------------|
| 第1号議案 資本準備金の額の減少の件 | 234,550 | 1,648 | - | (注) 1 | 可決 (99.29%) |
| 第2号議案 定款一部変更の件 | 233,679 | 2,519 | - | (注) 1 | 可決 (98.92%) |
| 第3号議案 取締役8名選任の件 | | | | (注) 2 | |
| 高崎正年 | 232,697 | 3,501 | - | | 可決 (98.50%) |
| サム・ガーボウ | 233,530 | 2,668 | - | | 可決 (98.86%) |
| 山崎佳奈子 | 233,523 | 2,675 | - | | 可決 (98.85%) |
| 西村豊一 | 233,538 | 2,660 | - | | 可決 (98.86%) |
| 小船賢一 | 233,619 | 2,579 | - | | 可決 (98.89%) |
| 岩崎智彦 | 234,357 | 1,841 | - | | 可決 (99.21%) |
| 小久保直樹 | 234,348 | 1,850 | - | | 可決 (99.20%) |
| 山中大輔 | 233,451 | 2,747 | - | | 可決 (98.82%) |
| 第4号議案 補欠監査役1名選任の件 サム・ガーボウ | 234,269 | 1,929 | - | (注) 2 | 可決 (99.17%) |

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の3分の2賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

3. 賛成、反対及び棄権の個数は、事前行使及び当日出席の株主のうち、各議案に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示を確認できた議決権の数であります。また、賛成の割合の計算方法は、本株主総会に出席した株主の議決権の数（本総会前日までの事前行使分及び当日出席のすべての株主分）に対する、前記の賛成の個数の割合であります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

3 自己株式の取得状況等について

下記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日(2026年3月27日)までの間において、以下のとおり自己株式を取得しております。

(2026年2月9日提出の自己株券買付状況報告)

株式の種類 普通株式

1 取得状況

(1) 株主総会決議による取得の状況

該当事項はありません。

(2) 取締役会決議による取得の状況

2026年1月31日現在

| 区分 | 株式数(株) | | 価額の総額(円) |
|---|-----------|--|-------------|
| 取締役会(2025年12月12日)での決議状況 (取得期間 2026年1月30日 ~ 2026年1月31日) | 2,500,000 | | 500,000,000 |
| 報告月における取得自己株式(取得日) | 月 日 | | |
| 計 | | | |
| 報告月末現在の累計取得自己株式 | | | |
| 自己株式取得の進捗状況(%) | | | |

(注)取得期間は約定ベースで、取得自己株式は受渡ベースで記載しております。
該当事項はありません。

2 処理状況

該当事項はありません。

3 保有状況

2026年1月31日現在

| 報告月末日における保有状況 | 株式数(株) |
|---------------|------------|
| 発行済株式総数 | 31,086,177 |
| 保有自己株式数 | 720,106 |

(2026年3月16日提出の自己株券買付状況報告)

1 取得状況

(1) 株主総会決議による取得の状況

該当事項はありません。

(2) 取締役会決議による取得の状況

2026年2月28日現在

| 区分 | 株式数(株) | | 価額の総額(円) |
|--|-----------|-----------|-------------|
| 取締役会(2025年12月12日)での決議状況 (取得期間 2026年2月1日 ~ 2026年2月28日) | 2,500,000 | | 500,000,000 |
| 報告月における取得自己株式(取得日) | 2月10日 | 1,271,100 | 299,979,600 |
| | 2月17日 | 33,200 | 7,702,300 |
| | 2月18日 | 7,800 | 1,747,500 |
| | 2月19日 | 8,300 | 1,859,900 |
| | 2月20日 | 11,000 | 2,424,400 |
| | 2月24日 | 10,600 | 2,377,400 |
| 計 | | 1,342,000 | 316,091,100 |
| 報告月末現在の累計取得自己株式 | | 1,342,000 | 316,091,100 |
| 自己株式取得の進捗状況(%) | | 53.64 | 63.22 |

(注)取得期間は約定ベースで、取得自己株式は受渡ベースで記載しております。

2 処理状況

該当事項はありません。

3 保有状況

2026年2月28日現在

| 報告月末日における保有状況 | 株式数(株) |
|---------------|------------|
| 発行済株式総数 | 31,806,190 |
| 保有自己株式数 | 2,062,106 |

(注)保有自己株式数には、単元未満株式の買取りにより取得した自己株式を含んでおります。

(2026年4月15日提出の自己株券買付状況報告)

株式の種類 普通株式

1 取得状況

(1) 株主総会決議による取得の状況
該当事項はありません。

(2) 取締役会決議による取得の状況

2026年3月31日現在

| 区分 | 株式数(株) | 価額の総額(円) |
|---|-----------|-------------|
| 取締役会(2025年12月12日)での決議状況 (取得期間 2026年1月30日～2026年1月31日) | 2,500,000 | 500,000,000 |
| 報告月における取得自己株式(取得日) | 月 日 | |
| 計 | | |
| 報告月末現在の累計取得自己株式 | 1,342,000 | 316,091,100 |
| 自己株式取得の進捗状況(%) | 53.62 | 63.22 |

(注)取得期間は約定ベースで、取得自己株式は受渡ベースで記載しております。
該当事項はありません。

2 処理状況

該当事項はありません。

3 保有状況

2026年3月31日現在

| 報告月末日における保有状況 | 株式数(株) |
|---------------|------------|
| 発行済株式総数 | 31,806,190 |
| 保有自己株式数 | 1,421,706 |

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

| 有価証券報告書 | 事業年度 (第102期) | 自 2024年11月1日 至 2025年10月31日 | 2026年1月28日 関東財務局長に提出 |
|---------|-----------------|-------------------------------|-------------------------|
|---------|-----------------|-------------------------------|-------------------------|

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン) A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2026年1月22日

マーチャント・バンカーズ株式会社
取締役会 御中

フロンティア監査法人

東京都品川区

指定社員
業務執行社員 公認会計士 藤 井 幸 雄

指定社員
業務執行社員 公認会計士 酒 井 俊 輔

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているマーチャント・バンカーズ株式会社の2024年11月1日から2025年10月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マーチャント・バンカーズ株式会社及び連結子会社の2025年10月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2025年12月12日開催の取締役会において、2026年1月29日開催予定の第102回定時株主総会に資本準備金の額の減少を付議すること、本株主総会付議議案の効力発生を条件として、自己株式取得に係る事項（会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づく）について決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

| マーチャント・バンキング事業における有形固定資産の減損について | |
|--|--|
| 監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由 | 監査上の対応 |
| <p>注記事項(重要な会計上の見積り)に記載されているとおり、会社は当連結会計年度末の連結貸借対照表において不動産投資事業を主としたマーチャント・バンキング事業に係る有形固定資産を12,706,295千円計上しており、当該金額は、総資産の82.3%を占めている。</p> <p>会社は、マーチャント・バンキング事業の有形固定資産の減損の兆候の判定にあたり、物件単位でのグルーピングを行っており、間接費用配賦後の営業損益の継続的なマイナス、用途変更、経営環境の著しい悪化及び市場価格の著しい下落等が認められる場合、減損の兆候があると判定している。</p> <p>会社は当連結会計年度において、いずれの資産においても減損の兆候はないと判断している。</p> <p>当監査法人は、マーチャント・バンキング事業の有形固定資産残高に金額的重要性が高く、その評価が連結財務諸表に重要な影響を与える可能性があることから、マーチャント・バンキング事業における有形固定資産の減損について監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p> | <p>当監査法人は、マーチャント・バンキング事業の有形固定資産の減損の兆候の把握にあたり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1)内部統制の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・固定資産の減損の兆候の判定に関連する内部統制の整備状況及び運用状況の有効性を評価した。 <p>(2)固定資産の減損の兆候の判定に関する判断の妥当性の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会社が作成した減損兆候判定表に記載された物件別の損益及び固定資産の帳簿価額を会計帳簿と突合するとともに、間接的に生ずる支出が、当該損益に合理的な方法により配分されているかどうか検証を行った。 ・経営環境の著しい悪化や用途変更等の状況の有無について検証するために、取締役会議事録を閲覧するとともに、当該状況の有無について経営者への質問を行った。 ・資産又は資産グループの市場価値が著しく下落したことの有無を検討するため、会社が作成した固定資産の帳簿価額と市場価格の比較検討資料について、市場価格の算定方法、その金額及び兆候の判定の妥当性について検証を行った。 |

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、マーチャント・バンカーズ株式会社の2025年10月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、マーチャント・バンカーズ株式会社が2025年10月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、当連結会計年度の会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬の額は26,000千円であり、非監査業務に基づく報酬はない。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 1 . 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年1月22日

マーチャント・バンカーズ株式会社
取締役会 御中

フロンティア監査法人

東京都品川区

指定社員
業務執行社員 公認会計士 藤 井 幸 雄

指定社員
業務執行社員 公認会計士 酒 井 俊 輔

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているマーチャント・バンカーズ株式会社の2024年11月1日から2025年10月31日までの第102期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マーチャント・バンカーズ株式会社の2025年10月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2025年12月12日開催の取締役会において、2026年1月29日開催予定の第102回定時株主総会に資本準備金の額の減少を付議すること、本株主総会付議議案の効力発生を条件として、自己株式取得に係る事項（会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づく）について決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

マーチャント・バンキング事業における有形固定資産の減損について

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項「マーチャント・バンキング事業における有形固定資産の減損について」と実質的に同一の内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- () 1 . 上記はの監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。